

危険物新聞

第4回 危険物取扱者試験

2月10日(日)、府大で

(財)消防試験研究センター大阪府支部では、平成13年度第4回危険物取扱者試験を2月10日(日)、大阪府立大学(堺市)で次のとおり実施します。

試験日	2月10日(日)
試験会場	大阪府立大学(堺市)
願書受付日	1月15日(火)、16日(水)、17日(木)
願書受付場所	(財)消防試験研究センター大阪府支部 大阪市中央区谷町2-2-22、NSビル9F TEL 06-6941-8430

※試験当日の会場集合時間は次のとおりです。

- ・午前……9時30分(試験開始は10時より)
- ・午後……1時(試験開始は1時30分より)

準備講習会受付は、1月7日より

受験準備講習会の受付、講習日程は別掲(8頁参照)のとおりです。また、講習会は、甲種、乙種4類及び丙種について府下8会場で行います。なお、大学、高校及び各種学校の学生については、学生割引になりますので、申込時に学生証を提示して下さい。

時代をリードする
アクション&ハイテクノロジー

SUPER GYRO LADDER ACT

先端屈折はしご車 MLJS4-30
高所等での消火・救助活動をサポートする
先端のはしごが屈折する両用的なはしご車



SUPER GYRO LADDER WT

水路付はしご車 MLGS4-30W
高所等での消火活動に威力を発揮する
大容量放水の水路付はしご車

**MORITA**

NEW KOMBINAT SYSTEM

大型高所放水車
MQA2-22



大型化学車
MC-BC



泡原液搬送車

Tel 06-6756-0110 Fax 06-6754-3461
株式会社モリタ 東京 大阪 名古屋 福岡 仙台 富山 松山

第576号

発行所 財團法人 大阪府危険物安全協会

編集発行人 宮崎正也

大阪市西区新町1丁目5番7号

四つ橋ビル

TEL 06(6531) 9717・5910

定価 1部 60円

土曜・日曜コースは電話予約を

土曜コース(定員140名)、日曜コース(定員70名)は、希望者が多数のため電話予約による受付を実施します。受講希望者は、電話(06-6531-9717)で予約して下さい。ただし、満席になり次第締切りさせていただきます。

(甲種危険物取扱者の受験資格について)

甲種危険物取扱者試験の受験者は、願書提出時に下記の受験資格を証明するものが必要となります。(乙種、丙種については、受験資格は特にありません。)

- ① 高専・短大及び大学で化学に関する学科又は課程を卒業した者。(学科又は課程名の入った卒業証明書又は卒業証書のコピーが必要)
- ② 高専・短大及び大学で化学の授業科目を、15単位以上取得した者。(在学中でも可。単位の修得証明書が必要)
- ③ 乙種免状交付後、2年以上の危険物取扱実務経験者。(免状のコピーと願書中の実務経験欄に証明が必要)
- ④ その他(過去に甲種危険物取扱者試験を受験した時の受験票等でも証明に換えることが出来ます。)

危険物規制の動向

「消防庁、危険物政令改正の施行を通知」**～ヒドロキシルアミン等、指定可燃物の範囲の改正等について～**

総務省消防庁では、消防庁長官名で平成13年10月11日付、消防危第112号「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」を各都道府県知事宛に通知しました。

以下にその概要を掲げます。

「危険物の規制に関する法令の一部を改正する政令等の施行について」

消防法の一部を改正する法律（平成13年法律第98号。以下「改正法」という。）の施行期日を定める政令（平成13年政令第299号）が平成13年9月14日に公布され、改正法のうち危険物の品名の追加に関する事項が平成13年12月1日、引火性液体の性状を有する危険物の引火点の範囲の上限を定めることに関する事項が平成14年6月1日から、それぞれ施行されることとなりました。また、これに伴い、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成13年政令第300号。以下「改正令」という。）が平成13年9月14日をもって、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成13年総務省令第136号。以下「改正省令」という。）が平成13年10月11日をもって、それぞれ公布され、改正法にあわせて施行されることとなりました。

今回の改正は、ヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有する物品（以下「ヒドロキシルアミン等」という。）に係る製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準の特例に関する事項、指定可燃物の範囲に関する事項、高引火点危険物の範囲に関する事項、専用タンクの容量制限に関する事項、放射線透過試験に関する事項及び動植物油類の品名から除外されるものの規定に関する事項等をその内容とするものです。

通知中においては、改正後の法令名について、次のとおり略称を用いております。

- ・消防法（昭和23年法律第186号）……法
- ・危険物の規制に関する政令……………令
(昭和34年政令第306号)
- ・危険物の規制に関する規則……………規則
(昭和34年総理府令第55号)

記**第1 ヒドロキシルアミン等に係る製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準の特例に関する事項**

改正法により危険物の品名に追加されたヒドロキシルアミン等の特性を踏まえ、ヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準について、以下のとおり、一般の基準を超える特例が定められたこと（規則第13条の7、第13条の10、第16条の5、第16条の7、第22条の2の5、第22条の10、第24条の2の6、第24条の2の8、第24条の9の2、第28条の54第4号及び第28条の66）。

(1) 温度の上昇による危険な反応を防止するための措置を講ずること。

危険な反応を防止するための措置としては、例えば、温度制御装置の設置又は緊急冷却装置の設置が必要である。

(2) 鉄イオン等の混入による危険な反応を防止するための措置を講ずること。

鉄イオン等には、鉄、銅などの金属のイオンが含まれる。

危険な反応を防止するための措置としては、例えば、ゴム、ガラス等による内面コーティング、繊維強化プラスチック等の非金属材料の使用又はステンレス鋼等の鉄イオン等が溶出しにくい金属材料の使用による鉄イオン等溶出防止措置にあわせて、鉄イオン等の濃度を定期的に測定する装置の設置が必要である。

(3) 製造所及び一般取扱所について、(2)に加え、ヒドロキシルアミン等の濃度の上昇による危険な反応を防止するための措置を講ずること。

危険な反応を防止するための措置としては、例えば、ヒドロキシルアミン等の濃度を定期的に測定する装置の設置又はヒドロキシルアミン等の濃度が一定以上の濃度となった場合に緊急に希釈する装置の設置が必要である。

(4) 第一種自己反応性物質の性状を有するヒドロキシルアミン等を取り扱う製造所又は一般取扱所について、必要な保安距離を保つこと。また、施設の周囲に土盛り又は堀を設けること。

第2 指定可燃物の範囲に関する事項

引火性液体の性状を有する物品で引火点250度以上のもの(改正法により危険物から除外されたもの)が、指定可燃物に追加されたこと(令別表第4備考第7号)。

第3 高引火点危険物の範囲に関する事項

「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定)を踏まえ、高引火点危険物の引火点の下限が100度とされたこと(令第9条第2項、規則第13条の6第1項)。

また、高引火点危険物施設の特例について、以下のとおり、特例が追加されたこと。

(1) 建築物の窓及び出入口(延焼のおそれのある外壁に設けるものを除く。)に、不燃材料又はガラス(網入ガラス以外のガラスを含む。)で造られた戸を設けることができるとされたこと(規則第13条の6第3項、第16条の2の4第2項、第16条の2の5第2項、第22条の2第3項第4号、第28条の61第3項及び第28条の62第3項)。

(2) 屋外にある液体危険物タンクの防油堤(20号防油堤)について、高さの制限に係る規定は適用しないとされたこと(規則第13条の6第3項、第28条の61第3項及び第28条の62第3項)。

(3) 屋外貯蔵タンクの支柱について、不燃材料造で足りるとされたこと(規則第22条の2第3項)。

第4 専用タンクの容量制限に関する事項

「規制緩和推進3か年計画(再改定)」(平成12年3月31日閣議決定)を踏まえ、給油取扱所に設置される専用タンクについて、容量制限が撤廃されたこと(令第17条第1項第5号)。



セイティ&アメニティ

消防による快適環境づくりの
合一カンパニーセイティ&アメニティです。

*
消防による快適環境づくりの
合一カンパニーセイティ&アメニティです。
ピーラーバイオサイズのシステムとして
完成させています。

消防設備は、さまざまな防災機器や
システムによる安全の構築です。
感覚防災アイデアマートロボットは
感じざる知らざる消すことを
安全確保ペースとして
目的による防災・避難の研究開発をおこな
いります。

ヤマトプロテック株式会社

本社 〒537-0010 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)6976-0701代 東京本社 〒108-0071 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)3446-7151代 ピルガ安全機器・プラント耐火設備・内装・外装・各種内装工事

第5 放射線透過試験に関する事項

日本工業規格の改正に伴い、放射線透過試験において、欠陥に算定しないプローホール等の長径を場合分けする際の境界となる母材の厚さが20mmとされたこと(規則第20条の7第2項第3号)。

第6 動植物油類の品名から除外されるものの規定に関する事項

1 規制の合理化を図るため、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号)の施行に伴い準特定屋外貯蔵タンクとして規制されることとなったものについて、貯蔵保管されている物品が動植物油類から除かれるための貯蔵保管の要件が緩和されたこと(規則第1条の3第7項第1号)。

2 規制の合理化を図るため、容器に貯蔵保管されている物品が動植物油類から除かれるための貯蔵保管の要件が緩和されたこと(規則第1条の3第7項第2号及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成元年自治省令第5号)附則第3条の2)。

第7 施行期日等

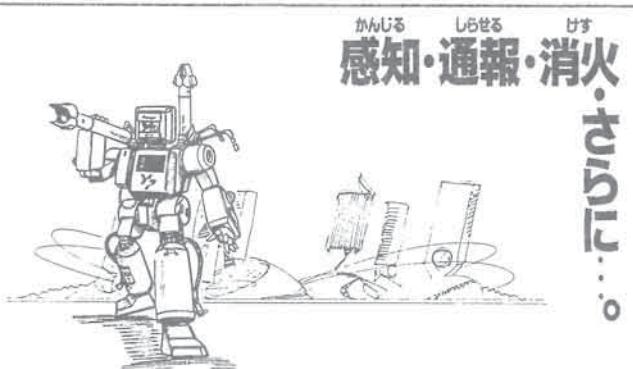
1 施行期日

改正令及び改正省令は、平成13年12月1日から施行するとされたこと。ただし、指定可燃物の範囲に関する事項、高引火点危険物の範囲に関する事項及び動植物油類の品名から除外されるものの規定に関する事項の改正規定は、平成14年6月1日から施行するとされたこと(改正令附則第1条及び改正省令附則第1条)。

2 経過措置等

(1) ヒドロキシルアミン等に係る製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する経過措置

新規対象の製造所等(ヒドロキシルアミン等が危険物の品名に追加されたことに伴い、新たに許可を受けなければならないこととなる既存の施設をいう。以下同じ。)及び既設の製造所等(既に



許可を受けて設置されている製造所等のうち、ヒドロキシルアミン等が危険物の品名に追加されたことに伴い、適用される位置、構造及び設備に係る技術上の基準に変更があるものをいう。以下同じ。)について、一定の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する経過措置が講じられたこと

(改正令附則第2条第1項から第3項まで及び第7項、第3条から第7条、第8条第1項並びに第9条第1項並びに改正省令附則第2条(新規対象の製造所等)、改正令附則第2条第4項から第6項まで並びに第8項及び第9項、第8条第2項並びに第9条第2項及び第3項(既設の製造所等))。

なお、経過措置の適用に際して、以下の点に留意すること。

ア 新規対象の製造所等

(ア) 平成14年5月31日までに設置の許可を受けることを要すること(改正法附則第3条)。

(イ) 原則として、次に掲げる基準に適合している必要があること。

a 屋内のものにあっては室内が不燃材料で覆われ、開口部には防火設備が設けられていること、屋外のものにあっては周囲1m以上の幅の空地を保有する等延焼の防止上有効な措置を講じたものであること、危険物を取り扱う配管にあっては十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

タンクにあっては鋼板その他の金属板で造られ(地下にあるタンクにあっては鋼板その他の金属板又は強化プラスチックで造られていること)、かつ、漏れない構造であること等、製造所等の区分ごとに定められた基準に適合していること。

b 平成13年12月1日における指定数量の倍数を超えないこと。

(ウ) 保安距離の基準、移動タンク貯蔵所に係る基準、消防設備の基準及び屋外貯蔵タンクの周囲に設ける防油堤に係る基準について、経過措置を講じる期間が定められていること。

イ 既設の製造所等

(ア) 平成14年5月31日までに変更の許可を受けることを要し、かつ、許可を受けるまでは技術上の基準に不適合の状態が猶予されること(改正法附則第3条及び第4条)。

(イ) 原則として、次に掲げる基準に適合している必要があること。

a 危険物を取り扱う配管にあっては十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること、タンクにあっては鋼板その他の金属板で造られ(地下にあるタンクにあっては鋼板その他の金属板又は強化プラスチックで造られていること)、かつ、漏れない構造であること。

b 平成13年12月1日における指定数量の倍数を超えないこと。

(ウ) 消防設備の基準について、経過措置を講じる期間が定められていること。

(エ) ヒドロキシルアミン等が危険物の品名に追加されたことに伴い、新たに製造所に該当することとなる既存の一般取扱所について、製造所として許可を受けたものとみなされること。

(2) 消防法施行令に関する経過措置

ア 引火点250度以上のものが危険物の品名から除外されたことに伴い、製造所等としての許可を受けることを要しないこととなる既存の防火対象物等について、消防器等に係る技術上の基準に関する経過措置が講じられたこと(改正令附則第10条第1項)。



HATSUTA

○ 株式会社 初田製作所

大阪本社 〒573-1132 大阪府枚方市招提田辺3-5 TEL.(072)656-1281㈹
東京本社 〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目8-7 TEL..(03)344-4841

原点はロスブリベンションです。
(消音・防音)

ハツタはあらゆるセーフティニーズにおこたえする企業をめざします。

頑固な夢がある。
そこにある。



イ ヒドロキシルアミン等が危険物の品名に追加されたことに伴い、新たに少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる既存の防火対象物等について、消火器及び簡易消火用具に係る技術上の基準に関する経過措置が講じられたこと（改正令附則第10条第2項）。

（3）運搬容器の表示に関する経過措置

ヒドロキシルアミン等が危険物の品名に追加されたことに伴い、ヒドロキシルアミン等を運搬する既存の容器について、外部に行う表示に関する経過措置が講じられたこと（改正省令附則第3条）。

（4）実務経験に関する経過措置

新規対象の製造所等について、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者（該当製造所等で6月以上従事しているものに限る。）が、製造所等における6月以上の危険物取扱いの実務経験がなくとも、平成14年11月30日までの間は、当該製造所等の危険物保安監督者となることができるとされたこと（改正省令附則第4条）。

（5）届出の様式等

引火点250度以上のものが危険物の品名から除外されたこと及びヒドロキシルアミン等が危険物の品名に追加されたことに伴う諸届出（改正法附則第5条及び第6条）の様式等が定められたこと（改正省令附則第5条）。

（6）罰則に関する経過措置

改正令及び改正省令の施行前にした行為並びに改正令附則においてなお従前の例によることとされる場合における改正令の施行後にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例によるとされたこと（改正令附則第11条及び改正省令附則第6条）。

保安講習受講をお忘れなく

平成13年度の保安講習は来年2月期をもって終了となりますので、受講期限の迫っている危険物取扱者、また受講義務者で、まだ受講していない危険物取扱者は、次表のとおり保安講習が開催されますのでお忘れなく受講して下さい。なお、2月期の講習会が終了しますと、次年度の保安講習は平成14年6月下旬からの予定ですので、くれぐれもご注意下さい。

2月期の保安講習について

この講習は、消防法第13条の23に定められた、いわゆる法定講習あります。

定められた受講期限は、原則として危険物の取扱いに従事した日から、1年以内（ただし、免状を取得した日、または前回講習会を受講した日から3年以内）となっています。（規則第58条の14）

2月の危険物取扱者保安講習日程

◇一般の部			
回数	開催日時（予定）	講習会場	所在地又は最寄駅
56	2月7日(木)午後	東大阪市民会館	近鉄・奈良線・永和駅
57	2月8日(金)午後	茨木商工会議所	JR・阪急・茨木駅
58	2月12日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
59	2月13日(水)午後	東大阪市民会館	近鉄・奈良線・永和駅
60	2月15日(金)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
61	2月18日(月)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅

注1. 保安講習の講義時間は3時間です。

（開講時間は、午後1時30分となります。）

注2. 会場欄中*印の会場は駐車可。（堺市民会館は有料）

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(6358)9467(代表)



株式会社技研

〒530-0043 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎6358-9467-8

安全への道 8

「後を絶たない静電気火災」

三村 和男

危険物施設における火災事故の中、静電気に起因するものが後を絶たず、毎年10数%を占めている。

また、10年間(1973~1982)における静電気火災(141件)の出火時の作業では、容器からの移し替えが60%で最も多く、次いで噴出12%、仕込み8%であり、これらで全体の80%を占めている。(表1、2参照)

表1 危険物施設の火災における静電気火花による火災の比率

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
全火災件数	140	144	155	157	162
静電気火花	21	17	24	20	19
同上比率(%)	15.0	11.8	15.5	12.7	11.7

表2 危険物施設における静電気火災事故時の作業別発生状況(1973~1982)

移し替え	82件(59%)	○ポリエチレン容器への移液 ○金属容器への小分けなど
噴出	16件(12%)	○異常圧力による液噴射 ○洗浄用スチームの噴出など
仕込み	11件(8%)	○反応槽等への粉体投入など

これらの事故は、接地や系内の不活性ガスシールを忘れたり、省略したためのものが殆んどであり、構造面などで静電気の発生について技術的に予測が困難であったものは少いと思われる。

このように一般的な静電気火災事故が減らない理由の1つには、作業者にその危険性が目に見えないからであろう。通常の作業では、静電気による発生電流、電圧を測定することは殆ど行われていないので、作業者の危険認識が甘くなり、つい対策を省略してしまう。

従って、静電気に起因する爆発・火災事故を防止するには、静電気の危険性をよく理解することと原料等を取り扱う際の爆発混合気の形成防止が必要である。

筆者は作業者によくこんな質問をしてみることがある。「取り扱っている原料薬品について静電気の危険性がありますか。その危険が大きいものから順に挙げて下さい」と。前者については何んとか答えられるが、後者については答えられる人が少い。危険性はデータに基づき正しく理解しておくことが重要である。

なお、静電気の発生は、配管内の流動、粉体とシート、袋との摩擦の他に、混合・攪拌、噴出、剝離等

によっても発生するため、静電気の発生を完全に除去することは難しいのである。従って、一般的に導電率が 10^{-8} S/M 以下の液等については、静電気の発生、蓄積防止を行うと同時に、引火点が40°C以下の可燃性液体を取り扱う場合には、その系内の爆発混合気の形成を防止する必要がある。フレキシブルコンテナーなどから粉体を投入する際の静電気火災事故の多くがN₂ガスシールを省略または忘れたものである。

かつて、静電気対策を徹底している大阪府下のある工場(インクの製造)を見学させてもらう機会があった。今も強く印象に残っている日常管理の徹底ぶりを紹介しよう。

同工場では、流速制限、自動水噴霧加湿器、N₂ガスシールなど設備的対策はほぼ完璧である上に、日常管理が徹底されている。その一例を挙げると、湿度60%、40%、20%以下の各段階で注意、警報、特別警報を発令し、注意報では全員に注意ワッペンをつけさせ、警報、特別警報では職場リーダーが警報たすきをかけて、静電気対策の実施状況を確認するためのパトロールが実施されている。静電気警報の一例として特別警報発令時には、次のような工場放送が流されている。

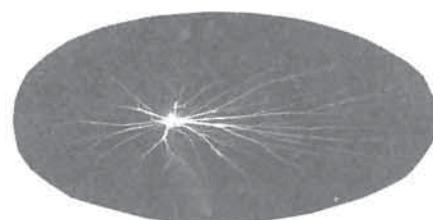
静電気「特別警報」を発令します。只今湿度は20%を切りました。静電気が最も溜りやすく、また、放電しやすい環境にあります。散水やIPAの散布、そして仕込み速度など、細心の注意で作業を進めましょう。

(注: 警報の段階で仕込みや取り出し速度は、いつもの2分の1に落とすことが決められている)

この他、静電気に関する注意を喚起するため、毎日、内容を変えた放送が行われている。

ここまで徹底できたのは、静電気火災による死亡災害を起こしたことが教訓になったと伺ったが、工場トップのリーダーシップと全従業員の熱意と実行力には頭が下る思いがした。

1978年、旧労働省産業安全研究所から実用的な立場からの「静電気安全指針」が発行されてから20余年が過ぎる。しかし、静電気火災事故は後を絶たない。指針は生きっていないのだろうか。危険物施設火災の着火源ワースト3から静電気が消えることを願っている。



静電気の
火花放電

平成14年度
危険物安全週間

推進標語の募集

主催 消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／財全国危険物安全協会

危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を推進するため毎年6月の第2週は危険物安全週間とされています。

この週間の行事を推進するため、危険物災害の防止と危険物の貯蔵・取扱いの安全を呼びかける標語を募集します。最優秀作は危険物安全週間推進ポスターに活用します。

平成14年度ポスターモデルは、サッカー日本代表チーム監督のフィリップ・トリシエ氏を予定しています。

(応募方法) 郵便はがきまたはインターネットによるものとします。

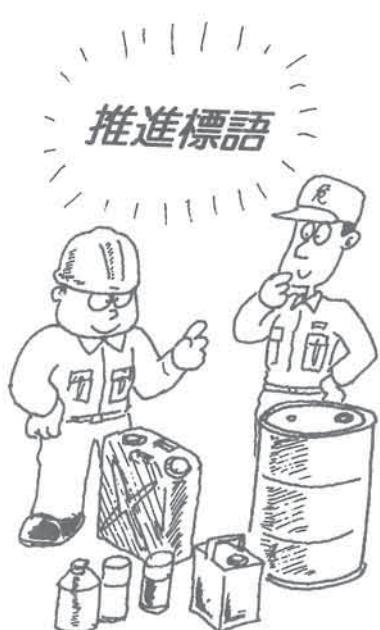
- ・郵便はがき応募の場合は、1枚につき、標語1点とします。郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・職業・電話番号を必ずご明記下さい。

- *郵便はがき以外での応募や記入事項に不備がある場合は無効とします。

インターネット応募の場合は、(財)全国危険物安全協会ホームページ(下記あて先参照)をご覧下さい。応募作品は未発表のものに限ります。

(応募資格) 特に制限はありません。

(締切) 平成14年1月7日(月)必着



(選考方法) 関係行政機関・学識経験者等による標語審査委員会の厳正な審査によって行います。

賞

- 最優秀作 1点 消防庁長官賞と副賞20万円

- 優秀作 1点 全国危険物安全協会理事長賞と副賞10万円

- 優良作 10点 記念品

- *入選された場合はご本人に通知するとともに、消防庁及び(財)全国危険物安全協会のホームページ関係新聞・機関誌等に発表いたします。

なお、入選作品の著作権は主催者に帰属するものとします。

あて先

〒105 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号
-0001 日本消防会館5階

(財)全国危険物安全協会内
危険物安全週間推進協議会

☎03-3597-8393

ホームページアドレス

<http://www.zenkikyo.or.jp>

<過去の推進標語>

平成2年度	"まさか"より "もしも"で守ろう 危険物
3年度	危険物いつも本番待ったなし
4年度	心・技・知・危険物には真剣勝負
5年度	危険物その時その場が正念場
6年度	一瞬のすきも許さぬ 危険物
7年度	確実な 攻守がきめての 危険物
8年度	危険物 むき合う心 いざ集中
9年度	気を抜くな 扱う相手は 危険物
10年度	安全は 日々の気持ちの 積み重ね
11年度	危険物 一手先読む 確かな点検
12年度	危険物 守りのかなめは 保守点検
13年度	危険物 めざすゴールは 無災害

*一般公募は平成2年度から実施しています。

危険物取扱者準備講習 ご案内

平成13年度第4回危険物取扱者試験実施に際し、受験者予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	1月21日(月)、1月22日(火)、1月30日(水)	9時30分~16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅17号出口スグ)
乙種4類	1コース 1月23日(水)、1月24日(木)	9時30分~16時	大阪府商工会館
	2コース 1月28日(月)、1月29日(火)	9時30分~16時	大阪府商工会館
	3コース 1月30日(水)、1月31日(木)	10時~16時30分	堺市民会館 (南海高野線堺東駅ヨリ8分)
	4コース 1月24日(木)、1月25日(金)	10時~16時30分	吹田勤労者会館 (JR吹田駅ヨリ約5分)
	土曜コース 1月19日(土)、1月26日(土)	9時30分~16時30分	大阪府商工会館
	日曜コース 1月20日(日)、1月27日(日)	9時30分~16時30分	大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ5分)
丙種	2月5日(火)	9時30分~16時30分	大阪府商工会館

(注)甲種は3日間で、乙種(1コース~4コース)と土曜・日曜コースは2日間で1コースです。

2. 受付場所と受付日時

- ① 四ツ橋ビル以外は、本会より各所に係員が出現して受付しますので、時間内にお願いします。
- ② 各受付場所とも、各講習会場の受付数を割り当てていますので、満席の節は受付ができませんからご了承下さい。
- ③ 申込手続きは代理の方でも結構です。

受付場所	日時
吹田市消防本部内 (JR・阪急吹田駅より8分)	吹田市危険物安全協会 1月7日(月) 午後1:30~4:00
東大阪市西消防署内 (近鉄小阪駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会 1月8日(火) 午前10:00~11:30
守口消防署内 (地下鉄守口駅前)	守口門真防火協会 1月8日(火) 午後2:00~4:00
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅南へ5分)	豊中防火安全協会 1月9日(水) 午前10:00~11:30
茨木市消防本部内 (JR・阪急茨木駅より13分)	茨木市災害予防協会 1月9日(水) 午後2:00~4:00
岸和田市消防本部内 (南海岸和田駅ヨリ西へ10分)	岸和田市火災予防協会 1月10日(木) 午前10:00~11:30
堺市高石市消防本部内 (南海湊駅北へ6分・大浜南町)	堺市高石市防災協会連合会 1月10日(木) 午後2:00~4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号)	1月11日(金) 1月15日(火) 2日間とも午前9:30~午後4:30 ただし、正午から40分間昼食休み (財)大阪府危険物安全協会

3. 乙種4類土曜・日曜コースの申込方法

土曜コース(定員140名)、日曜コース(定員70名)は電話(06-6531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 受講料 テキスト不要の場合は、甲種・乙種、各2,000円割引(テキストは平成13年度用改訂版を使用)

種別	会員	会員外
甲種	16,800円	18,900円
乙種4類	12,600円	14,700円
乙種・土曜コース	13,650円	15,750円
乙種・日曜コース	14,700円	16,800円
丙種	6,300円	7,350円